

判決年月日	平成22年 1 月13日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（行ケ）10274号		

○「レコード」、「映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営」等を指定商品又は指定役務とする本件商標は、ローリングストーンズの業務に係る商品又は役務を表示するものとして周知著名である引用商標とは称呼及び觀念の共通性がなく、外観においてもかなり印象を異にするものであること、音楽は嗜好性が高いものであって需要者においては商品又は役務が自らの対象とするもので間違いのないかをそれなりの注意力をもって観察することが一般的であると解されること、音楽について通曉している取引者が本件商標についての指定商品又は指定役務とローリングストーンズの業務に係る商品又は役務と混同するとは考え難いこと等の事情を総合考慮し、引用商標に係る商品又は役務と商標法4条1項15号に係る広義の混同を生ずるおそれがあるものと認めることができないとした事例

（関連条文）商標法4条1項15号

1 原告の有する下記のとりの本件商標（登録番号：第5116209号，出願日：平成19年6月12日，査定日：平成20年1月29日）に係る登録異議の申立てにおいて，指定商品及び指定役務のうちの一部である第9類「レコード，インターネットを利用して受信し，及び保存することができる音楽ファイル，インターネットを利用して受信し，及び保存することができる画像ファイル，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物」及び第41類「映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，音楽の演奏，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）」についての商標は商標法4条1項15号に該当するものであるとして，その登録を取り消すとの本件決定がされたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

（本件商標）



（引用商標）



2 本判決は，次のとおり判示するなどして，本件商標は商標法4条1項15号に該当しないことを理由に本件決定を取り消すべきものとした。

本件商標と引用商標とは，いずれも，上部に2つの山を重ねたように2か所で盛り上がった赤色系の上唇，開放された人の口から大きく張り出した赤色系の舌，舌の上部配された白色の上前歯状のもの及び黒色の口内が描かれているという点で構成を共通にする。ま

た，引用商標は，音楽関係の商品及び役務分野において，ローリングストーンズに係る商品又は役務を表示するものとして，取引者・需要者の間において著名で，かつ，独創性がある。

しかしながら，本件商標と引用商標とでは，称呼及び觀念の共通性がないことに加え，外觀においても，本件商標では正面方向から見た平面的な図形であるのに対して，引用商標ではやや右斜め方向から見た立体的な図形である点でかなり印象を異にするものである点，本件商標では舌上に３本の黒色の図形が描かれているのに対して，引用商標ではそのようなものがない点において相違していることも看過し得ない構成の特徴である。そして，引用商標がローリングストーンズの業務に係る商品又は役務を表示するものとして音楽関係の取引者・需要者の間で周知・著名であることは，また，それ故に，引用商標と本件商標との上記の相違点は，看者にとってより意識されやすいものであると解されるところである。しかも，需要者についてみると，音楽は嗜好性が高いものであって，音楽ＣＤ等の購入，演奏会への参加等をしようとする者は，これらの商品又は役務が自らの対象とするもので間違いないかをそれなりの注意力をもって観察することが一般的であると解されること，取引者についてみるに，音楽について通曉していることが一般であるレコード店や音楽業界関係者等である本件指定商品等の取引者が，本件指定商品等において，本件商標をローリングストーンズの業務に係る商品又は役務と混同することは考え難いことなどの事情が認められるのである。

これらの事情を総合考慮すると，引用商標に係る商品又は役務は本件商標に係る本件指定商品等に含まれるものであるとしても，本件商標の登録出願時及び登録査定時において，本件商標を本件指定商品等に使用した場合，これに接する取引者・需要者が，著名な商標である引用商標を連想・想起して，本件指定商品等がローリングストーンズ若しくはローリングストーンズとの間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品又は役務であると誤信するおそれがあるものと認めることはできないといわざるを得ない。